

平成 30 年 第 9 回

富 山 県 教 育 委 員 会 会 議 録

I 開会及び閉会の日時

平成 30 年 8 月 10 日 (金)

開会午後 1 時 00 分、閉会午後 1 時 55 分

II 場所

教育委員会室

III 出席委員

1 番 鳥海 清司

2 番 山崎 弘一

3 番 町野 利道

3 番 藤重 佳代子

5 番 村上 美也子

教育長 洪谷 克人

IV 説明出席者

教育次長 坪池 宏

教育企画課長 津田 康志

教職員課長 坂林 根則

小中学校課長 金谷 真

生涯学習・文化財室長 菊池 政則

県立学校課長

保健体育課長

本江 孝一

東瀬 義人

V 傍聴人数 1 人

VI 会議の要旨

午後 1 時 00 分、洪谷教育長が開会を宣する。

1 会議録の承認について

(平成 30 年 7 月 17 日開催の平成 30 年第 8 回富山県教育委員会会議録)

会議録閲覧

洪谷教育長から可否を諮ったところ、全員異議がなく承認した。

2 報告事項

(1) 国の登録有形文化財(建造物)の登録について

生涯学習文化財室長から説明した。

(2) 平成 30 年 3 月県内中学校卒業生進路状況調査結果及び平成 30 年 3 月県内高等学校卒業生進路状況

調査結果について

県立学校課長から説明した。

(3) 富山県運動部活動の在り方に関する方針等について

保健体育課長から説明した。

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

教育企画課主幹から説明した。

4 議事

○報告事項について

報告事項(1) 関係

〔山崎委員〕

・ここ数年来、文化財の建造物登録がなかったが、その登録件数は 129 件となっていると書いてあったが、全国では 1 万 2 千件ほど登録されているようである。そういうことからすると 100 分の 1 位なのかなと思う、一方で都道府県によってはすごく沢山登録されている県がある。数を競うものではないと思うが、大阪は 700 件、兵庫は 600 件超え、京都、長野も 500 件超えが登録されているらしい。一方、近県でいうと石川県は 260 件を超えている。福井も 190 件ほどが登録されているが、富山県はどうして少ないのか。

〔生涯学習・文化財室長〕

- ・京都、奈良、大阪あたりはどうしても多いだろうとだいたい想像されると思うが、登録有形文化財のメリット・デメリットがある。まず登録対象物件の多くは民間所有物件が多い。50年以上経って歴史的文化的価値のあるものは、県内にも沢山あるが、所有者自身が図面の作成とか歴史調査をしなくてはならないということや所有者の承諾同意が必要であるため、なかなか進まないというのが富山県の実態のようである。また伝統的な建造物が身近にあるにも関わらず、特別な意識があまりないということが考えられる。自然と維持管理が行われている、財力がある、あるいは基本的な文化度が高いのかもしれないが、そのように感じており、そこまでの意識がなかったということもある。また、高岡市の山町筋や金屋町など重要伝統的建造物の保存地区に関しては、登録の対象外となってくる。そういったもので、ただご指摘のように4~5年前までは年に1~2件の登録だったのだが、近年は少し理解や周知が進み、年10件前後の登録が行われているのが現実である。

報告事項(2) 関係

〔鳥海委員〕

- ・中学校の卒業生も高校の卒業生も表1となっているものの、hの「その他」というのは具体的にどういうものなのか。また、jのところにある「bcのうち就職者」というのはいったいどういうものなのか具体的に教えていただきたい。

〔県立学校課長〕

- ・「その他」については、いわゆる中学校の場合には就職も進学もしなかったということで家事手伝いをしている者や、進学・就職の準備をしている者、あるいは外国の学校に留学、もともと外国籍があつて母国に帰るといったケースもある。病気の療養、場合によっては引きこもり等の者もあり、他の項目の中に該当しなかった生徒さんになる。高校についても基本的に同じになる。2つ目については、「bcのうち就職者」の部分だが、進学しながら就職をしたという者がおり、そういった場合は基本は進学のところに計上することになる。そして就職の方にも更にそういった者がいると計上している。

〔鳥海委員〕

- ・中学校の卒業生の2の高等学校等の進学状況があり、その中で特別支援学校の高等部の進学状況が載っている。私の認識が間違っているのかもしれないが、支援を必要とする生徒はけっこう増えてきているという印象があるのだが、その中でこの特別支援学校の高等部への進学者数や進学率が少し減っているのはどういうことか。

〔県立学校課長〕

- ・数字が減っている原因については把握をしていないが、ご指摘いただいたように支援が必要な生徒は増えていると思っている。それで支援が必要な生徒は全員特別支援学校の高等部の方に進学するとは限らないので、高等学校の方に進学している生徒の中にも一部そういう生徒がいるというふうに認識している。

〔鳥海委員〕

- ・特別支援学校には行かずに通級でやるということか。

〔県立学校課長〕

- ・高等学校の場合では今年度から通級を実施したが、必ずしも通級でなくても通常学級の中にそういった支援が必要な生徒が入学している。

〔教育長〕

- ・若干の補足ではあるが、これは村上先生の専門になられるのだが、特別な支援を必要とする生徒といった場合に2つカテゴリーがあると思う。いわゆる特別支援学校に通っているような知的障害とか肢体不自由とかいう方々。この子ども達の数字はそんなに伸びているわけではない。ほぼ横ばいに近いと思ってください。ところが小中学校の特別支援学級とか通級指導教室に通っている子ども達というのは発達障害も含めて、これは大変出ている。この子ども達のうち中学から高校への進学であるので、特別支援学級と通級指導教室に通ってくる子ども達のうち、高校ではなくてこちらの道を選んだ人がこれだけいるという形になる。数字は増えているのだが、その場合は学習障害というのもあり、情緒障害の子もお

り、元々の知的障害系の子もいる。そのため、この特別支援学校高等部は、例えば代表的なのは富山高等支援とか高岡高等支援が軽度の知的障害のある子で就労を目指していく子ども達であるが、その以外にもある高等部のところも少し方針転換していくことになるので、一般的な発達障害の子は特別支援学校に入れないので、それとは必ずしもリンクしないということをご理解いただければと思う。発達障害の子はどこに行っているのかという話になると思うが、特別支援学校はあくまで障害種5つに絞られているので、このカテゴリーではないということである。

〔山崎委員〕

- ・高卒において、先ほど統計の取り方が変わったという話だったが、なぜそうなのかということも疑問を持ちながら、以前、その他という無認可の予備校も全部外して、それすら行ってない子どもがどうしているということで無業者という言い方をしていたが、その数を見るとあまり変わっていないようだ。問題は、この変わらない数が多いのか少ないかという話だが、そういう意味では右端の進学と就職の割合を出すのは良いのではないかと思っている。ほとんどがそれなりに進路を決めていっているのではないかと思っている。また、これは感想だが、新幹線効果というか新幹線開業を迎えて、今後は大学進学についても関東圏に非常に沢山流れていくのではないかという話をされていたが、石川県がすごく増えたというのがよく分からない。

〔町野委員〕

- ・40分が20分になったのが影響したのか。

〔山崎委員〕

- ・これも感想だが、中学校卒業者の進路状況のところでは別の見方をすると30年については1万を大きく落ち込んだということであり、現実問題として、今後さらに進んでいくと思う。

〔町野委員〕

- ・高校卒業者については、進路のデータもとられて、どういう人がどういうふうになっているというのが教育委員会で細かくとっていると感じるのだが、高校の入学者というか卒業者は27年に1万189人いて、そのうちの99%が進学している。卒業しているのが9千195人、その間に抜けているのが7%位抜けているが、この7%の人達はどうなったのか。

〔県立学校課長〕

- ・追跡の形のデータはないが、例えば高校に入学したけれど、その高校が続かなくて転学をする。また、全日制から定時制に移る人とか、中途退学というケースもあり、そうした方達のもの。あるいは転出・転入ということで高校3年間の間に県外の学校とやりとりがあり、流出というのも多少ある。追跡して高校に入学した生徒の何%がどうなったというところの内訳は今もっていない。

〔町野委員〕

- ・だんだん細かいところまで行って子ども達に対するフォローがどんどん進んできて、いい方向に行っているわけですね。良い方向にいられているけど、こっちの数%の人たちをやる必要があるのかどうか。また検討していただければと思う。

報告事項(3) 関係

〔藤重委員〕

- ・運動の部活動のあり方に関する方針が、こまめな水分補給とか高温注意報の情報が発せられた時の当該地域での屋外での活動を自粛するようなことは非常に親としてはありがたい方向性だと思うのだが、運動日だけでなく、先日小学校の校外学習もしくは総合学習等での不幸な事故があったかと思うのだが、そういった小学校もしくは中学校での学習の中で、総合学習などでの対応はどういうふうになっているのか。

〔教育長〕

- ・実を言うと、これに関してはつい先日、文部科学省から通知があった。というのはやはり熱中症の問題があるので、例えば夏休みを少し伸ばしてみたらどうか。それから、学期中であっても大変気象庁の警報などで高温注意報とかが出た時どうするかという問題が出てくる可能性があるため、それに柔軟に対応してくださいという通知があった。具体的にどう対応するかというと年間授業日数が足りなくなるの

で、それについては例えば冬休みとか春休みを少し削ったらどうか。それから土曜授業というものも考えられるので、そういうものも活用したりとか、そういった形でその時々の中症による子ども達の健康保持を第1の視点としてカリキュラム自身を少し変えていく方向も検討してくださいという通知があった。これは、7日に届き、昨日私も、各県立学校と市町村教育委員会に対してこの通知に沿って適切に対応するように通知を出したところである。その形で対応していくわけであるが、急に今から変えるわけにはいかないのだから9月入ってから対応していく。特にひどい時はということだが、逆にそれは1日休むというよりも今は個々の校外学習を自粛する方向ではないかなと思っている。

〔山崎委員〕

- ・方針の中で書かれていることについて、適切な休養日と活動時間の設定のところについてだが、これまでも概ね多くの部活動はそんなに毎日やっていることはなかったと思うのだが、一部そういった部活動もあるということで、そういったことについて、ここに書いてある「成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう」というこの趣旨から設定されたのだと思うが、これは大変良いことだと思う。強いて言えば書く必要はないのだろうが、学校であるから学習と関わっていると思うが、そういった中で学期中の週あたり2日以上休養日を設けること、また長期休業中についても休養日を設けるということ。1日の活動時間についてもおそらく概ね授業が終わってからであるため、平日2時間という5時半、6時位、教員の勤務時間内に近いところになるかと思うが、結果として、それがまた教員の多忙とか勤務のあり方にも影響が出るのではないかと気がする。

〔町野委員〕

- ・出発が教員の超過勤務というか過労働というか過剰労働から出ているので、それについてはこれでだいぶ改善すると思う。ただ実際のクラブ活動はちょっとまた別で、たとえば甲子園を狙っているとか、インターハイで上位を狙っているところは1日練習を休むと駄目だというジレンマがあるので。クラブそのものの動きは形を変えながらやっていくのだろうか。

〔藤重委員〕

- ・運動部の部活動だけでなく文化部の活動に関しても、これに準じて取り扱うものとするというふうに、目次をめぐった策定の趣旨のところの最後のマル2つ目位のところに書いてあるのだが、文化部の活動の中で私が今まで気になるなと思っているのは吹奏楽部のような非常に暑い中でクーラーのない所で部活動をしないでならない。そういう運動部に近いような、すごくハードな練習を必要とするような文化部の方々に対する対応とか。処置に関してクーラーを設置するなり健康面への安全配慮が少し必要な気がしているのだが、そこについても今同じような議論されていく感じになるのか。

〔教育長〕

- ・国の今年の3月に出了のはスポーツ庁から出ており、管轄は運動部活動だけになっている。先日報道されたが、文化部活動についてのガイドラインについて検討を開始したところということで、あくまで新聞報道では本年度中と言うか、それを目途に作成されるということだが、同じく運動部活動のガイドラインの中の通知文の中に、「当面は」という限りがあるが、このうちいわゆる先ほどの色んな指針を作る部分、それからもう1つは適切な休養日と活動時間を設定する部分については、この運動部活動の指針に準じた取り扱いをしてくださいといている。それで引用するのだが、文化部自身の活動すべてについては多分文部科学省の本体である、そこで作られたガイドラインに基づいて対応していくことになると思う。室内競技、体育館も暑いのだが、ブラスバンド部が練習しているところも音楽室であるが、高校や中学では、特別教室で冷房が入っているところもある。しかし、そうでないダンス部なんかも体育館と同じような暑いところでやっている場面があるので、そういったものの改善については一方では課題になってくるとは思う。

〔町野委員〕

- ・今は、ダンス部は体育ではなくて、文化部なんだね。

〔山崎委員〕

- ・競技もあるかもしれませんよ。

〔村上委員〕

- ・高校になると多様なということで、先ほど言われたようにスポーツに対して一生懸命な高校もあるのだ

が、運動部活動を安全に進める上でのポイントで熱中症対策があげられているが、心臓系の心肺停止に至るような事故に対しての安全を守るための対応が少し弱いのかなという気がしている。年に1回の講習はされているのだが、もう少し厚いものにしていただきたいと考えている。また、適切な休養日とか活動時間の設定は、元々は学校の先生方の超過勤務があまりにも多いということからはじまっているが、部活動の中でみんながレギュラーではないので、かなりつらい思いをしている。それを声に出せないお子さん達もいる。そのような子ども達がこれで少し言いやすくなるという方向に進むようなところはあるのか。

〔保健体育課長〕

・国のガイドラインでは、これまでも適切な運動プランを制定せよと言っているが、国の方ではいわゆる楽しみ嗜好の子とか季節ごとのスポーツが違う運動部についても研究していくようにと言っているの、今後はそういう動きは出てくると思う。いわゆる国の方では女子の体力が運動できる子と出来ない子の2極化が激しいということで、これは国としても問題だということで運動をしない子を何とか運動させたいという施策を展開しているの、そういう動きになると思う。

〔教育長〕

・いわゆる例えば高校について申し上げますと、子ども達のニーズに応じた活動を顧問がしているのが実態である。そのため、トップを目指す活動をしているところもあれば、いわゆるスポーツを楽しみながら部活動をやっていくということに基づいた活動をしているところがあり、そういった意味で今回後者の方はこれがあってもなくても子ども達は楽しみながらだが、前者の部分についてなかなか子ども達の要望が強い場合にどうするかということだが、ここで基準を設け、それはハイシーズンの時もあるだろうが年間を通して見たならば104日以上休養日をとるなりして子ども達の健康上の保持とか、そういうものを注目してもらいたいということである。裏を返して言うと、そういったことに対して子ども達も心の中に持っていれば声を出しやすいような形になって行くのではないかと、そういうことを期待している。

〔村上委員〕

・それを期待している。診療の現場では本当に部活がつかなくてたまらない。そのことで学校に行けないし人間関係も大変難しく困難になってくるということがある。「休みなさい」と言っても、なかなか子ども達は声に出すことができず、現場では苦労しているというのがかなりある。

〔教育長〕

・今、トップを目指したい子と楽しみながらスポーツをしたい子の2つの両極端を言ったが、中間が多いわけですね。部員によっても意識が全然違うという。

〔村上委員〕

・あと指導者ですよね。指導者がちょっと目を向けてくれる余裕ができればいいのかなと思う。

〔教育長〕

・この指針についてはこのペーパーだけでは分からないので、例えば県立学校については別途校長先生方に直接説明させていただく機会があるので、今村上委員さんからご指摘いただいた点等々、各委員さんからご意見をいただいた点については、各校長さんに伝えていきたいと思う。

〔山崎委員〕

・休養日から活動時間とか(2)の場合は年間104日以上設けることと数字がいろいろ出ているのだが、科学的根拠があるのか。このことについては良いことだと思っているが、それなりの根拠があるのかどうか。

〔教育長〕

・これは実は国のガイドラインの数字をそのまま引用しているわけだが、その国の方でその数字、例えば週休日を2日とか、活動時間を2時間なり3時間にするということについては、ある研究から引っ張っている。根拠が示されている。これは平成29年12月に日本体育協会の方で研究された内容である。その中で休養日は少なくとも1週間に1日から2日設けること。活動時間における上限は、16時間未満とするという形になるとスポーツ医学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間、休養日等々については望ましいとされていることを根拠としている。今ほど、さらっと言いましたけどここに16時間未満の活動時間にするのが望ましいといっているが、それがなぜ2時間3時間になっていくのかとい

うことだが、元々の考え方は16時間のうち体育の時間があり、他にも体を動かす時間がある。この5時間を引いた11時間。この11時間を週休日と掛け合わせると平日で週に8時間。1日の3時間を足して11時間という根拠となっている。大本は日本体育協会が出されたスポーツ医科学の観点から望ましい休養日と活動時間を基にしたものと説明されているので、その説明があったものであるから本県もそのままそれを採用させていただいている。

〔山崎委員〕

- ・納得したような気がする。いずれにせよ、これは子供たち本位の面から決めているものですよね。結果としてそれが教員の働き方に寄与していると思っている。

〔鳥海委員〕

- ・4ページの「適切な運営のための体制整備」の(1)のAについてだが、第2段落のところに、富山県教育委員会が示す様式例というのがある。これは中身は何かという活動方針と計画を立てるということになっている。その様式を県の方で示すということになっているが、今出てきた資料の中には、それが無いが、もうすでに出来上がっているのか。

〔教育長〕

- ・実は出来上がっている。今日お配りすればよかったのだが、これは今日の午前中に教育委員会の事務局として決定したものであり、今日この教育委員会でご報告させていただいて異論がないようであれば、今日の夕方に各県立学校そして市町村教育委員会に通知する。その中にその2つを入れることにしており、終わった後にお届けする。そちらにリスティングされているものですよね。4ページの運動部活動の顧問については、年間の活動計画、毎月の云々という、これらを全部包括したものの様式例として示すことにしている。

〔鳥海委員〕

- ・これは非常に良いことだと思う。これで量の規制がある程度出来ると思うが、これを作るということがまた教員にとって負担になる。しかも自分が専門としていないもので作れと言われるとなかなか難しいということがあるのであれば、こういった様式例を示すことで少しは負担の軽減にもつながるのかなということがあったので、これをやっていただくと助かると思う。それに関係してですが、この中には研修をするという言葉が出てくるので、しっかり研修していただきたいところがあるわけだが、1つは、13ページの外部指導者の活用Aのところ、顧問としてはという言葉の続きの中に、一文が終わって、そのためには研修会等に参加して自己研鑽に励むこととなっている。この研修は要するに学校としてというか県として研修を受けさせるとするのか。また、自己研鑽となっているのは休みの時に行つてやれということなのか。できればちゃんと学校の方で行つてきなさいと出していただきたいなというふうに思う。それから、地域との連携のところ、14ページのイのところ、公益財団法人、体育協会及びというような言葉がある。こういう所の力を借りるのは非常に重要だと思うのだが、各学校がここと連絡を取れと言ってもなかなか難しいと思うので、また教育委員会の方が中心となって連絡を取ることをやっていただければと思う。

〔教育長〕

- ・まずはいろいろご指摘いただいたけれども、先ほど申し上げた通り、実際このペーパーだけでなく、説明会を開く予定としているので、その中できちんと対応したいと思っている。村上委員さんからご指摘いただいたAED、心肺蘇生法については、これは指針がある。指針の下にもう少しブレークダウンした形で実際にどういう風にして心肺蘇生術をやるのかとか。そういったものを手引きという形で次に出そうと思っている。これをもう少しブレークダウンしたものです。ここに書いてあるのはあくまで方針であり、割と堅めのことだけ書いてあるので。その中できちんとフォローするのと、ご指摘の通り研修等々あるので、そちらの方もしっかりとやっていきたいと思っている。それから鳥海委員からご指摘いただいた、様式の作成で教員自身が負担になるのではないかというご指摘である。今考えているのは、お手元になくて申し訳ないが、エクセルで作るものにして、例えば顧問が作るものは3種類にわたるのだが、エクセル間で連動させて1カ所に入力すれば、次のところに出てくるというソフト自身を、いわゆるプログラム自体を各要望があるところには渡そうという考え方で臨んでいる。それでなるべく顧問の人、校長先生方に負担がより増えないような形で、いわゆる働き方改革の一環でやっているの、それが逆

になったらまずいと思うので、その辺は留意しながらやっている。いずれにいたしましても、この方針については、先般の総合教育会議の中で例えば適切な休養日や活動時間の設定については、山崎委員からは「競技の特殊性を考慮して弾力的な対応がとれるようにすればいい」というご意見を頂戴している。それから藤重委員さんからは「企業でも一律で毎月やるという話ではなくて一年を単位としてやった方が現場の実態に応じて取りやすくなる方法があるのではないか」というご指摘をいただいた。そういったご指摘も踏まえまして、例えばここにも書いてあるが、スキー部は雪がなければ活動出来ないのも、それからもっと言えば屋外競技であれば雪が降ってしまえば中でサーキットするしかなくなる部分がある。そういった北国の北陸ならではの特性を反映させて、もう少し実際の部活動の実態に応じた形で実効性のあるものにしてほしいという思いで作ったというものである。もう1つは鳥海委員さんからご指摘いただいたが、部活動の時間をダラダラと長時間やっていることがよいことではないのだと。短時間において効果の上がる練習法を積極的に取り入れる必要があるというご指摘をいただいたと思うので、8ページ目の(イ)の1つ目のパラグラフの最後の3行に「競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う」という形で、これは全国の競技団体から示すことに国のガイドラインではなっているので、これをまだちょっと出していないのだが、積極的に取り入れていきたいと思う。いずれにしても、これについては先ほどから申し上げている通り、ご異論がないようでしたら今日の夕方に通知として発出をさせていただくと共に実際の運用等々については別途説明会を開催したいと思っている。あわせて、これをさらにブレークダウンしたものとして手引という形で、特に手引は他の方針はともかくとして4の適切な指導の実施の部分については、このぶら下がりがいっぱいあるので、この部分を中心とした手引を作って配布したいと思う。

午後1時55分、議事が終了したので教育長が閉会を宣した。

